手作りマーケットVOL.６

世界遺産韮山反射炉　キッチンカー出店要項

１　目的

　韮山反射炉利用者の満足度向上及び韮山反射炉からの地域の活性化を目的に、韮山反射炉ガイダンスセンター芝生広場付近にキッチンカー出店スペースを設ける。

２　出店場所

韮山反射炉ガイダンスセンター芝生広場付近の駐車場

３　出店申込資格と制限

(1) 出店申込資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申込することができる。

1. 事業所等の所在が静岡県内にあること、又は伊豆の国市商工会の会員であること

②　伊豆の国市内にて有効な営業許可証を有すること。

③　営業許可の種類が自動車による飲食店営業に適したものであること。

④　食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。

⑤　出店期間において営業許可証の期限が有効であること。

⑥　保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。

⑦　飲食の商品は、持ち帰りができる状態（個包装）で提供すること。

(2) 出店申込制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、応募することができない。

①　過去３年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。

②　暴力団組織等の反社会的組織又はそこに属する者。

４　出店条件

(1) 出店可能期間

令和５年３月５日(日)

※荒天中止の場合には、３月３日（金）13：00までにメールにてご連絡します。

(2) 営業時間

　　10:00～15:00

(3) キッチンカーの搬入・撤収

　①　搬入 9:15～10:00

　　②　撤収 15:00～

(4) 出店料

　　5,000円とし、当日現金払いで徴収する。

(5) 店舗・機材等

　①　10：00～15：00の営業時間についてはキッチンカーで料理または、露店で販売し、極力時間内は提供ができる環境を整えること。

1. 営業のために必要なすべての費用は出店者の負担とし、電気、電源、ガス、その他営業に必要な機材・材料はすべて出店者が準備すること。
2. 看板、のぼり旗などの装飾を設置する場合は、伊豆の国市屋外広告物条例を遵守すること。なお、条例に違反する装飾が確認された場合は、直ちに該当する装飾を撤去すること。

（6）その他

　①　新型コロナウイルスの感染状況により、変更又は中止になる場合がございます。

変更又は中止の際には11月４日（金）13：00までにメールにてご連絡します。

　　(6) 原状回復

出店スペース又はそこに付属する施設に原状回復が必要な変化を及ぼした場合、出店者の負担により、現状を回復すること。

(7) 留意事項

①　出店スペースは禁煙とする。

②　出店スペースは常に清潔に保ち、清掃、ごみの処理は出店者の責任で行うこと。

③　出店スペースのアスファルトに油分等の汚れがつかないように留意すること。

④　消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び当団体が不適当と判断したものは販売できない。

1. 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。

⑦　新型コロナウイルス対策としてマスク着用、アルコール消毒を常置する。

　(8) 出店許可の取消

　　出店者が次のいずれかに該当することが明らかになった場合、当団体は出店許可を取消すことができる。出店許可の取消により出店者に生じる損害について、市は一切の責めを負わない。

　①　３(1)の資格を満たさない者

　②　３(2)に該当する者

　③　４(5)、４(7)に違反し、当団体の要請に従わない者。ただし、４(7)④に該当する事実が確認された場合は、当団体は直ちに出店許可を取消すことができる。

　④　公序良俗、韮山反射炉の保全に反する利用を行ったもの。

　⑤　その他、当団体が不適当と判断し、改善を要請したにもかかわらず、改善が認められない者。

５　損害賠償

(1) 出店者はその責めに帰する理由により、出店スペース又はそこに付属する施設を減失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、出店者の責任により現状回復した場合はこの限りではない。

(2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、伊豆の国市、出店スペース所有者又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任でその損害を賠償しなければならない。

（3）出店にあたり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、当団体は、その責めを負わない。

６ 出店申込

(1) 申込期間

令和５年１月６日（金）～令和４年１月20日（金）

　(2) 申込提出書類

①　出店申込書（様式１）

②　営業許可証一式の写し

③　食品衛生責任者の写し

(3) 出店者の選定

　　　申込者が多数の場合は、抽選とする。

(4) 申込書類等提出場所及び問合先

　下記宛にメール、FAX又は郵送により提出すること。

　　ひとつなぎ伊豆の国。（事務局：伊豆の国市観光文化課）

〒410-2292　静岡県伊豆の国市長岡340-1

　　TEL：055-948-1480　FAX：055-948-2926

　　Mail：izunokuni.tedukurimarket@gmail.com